

地方公共団体における取組例

【東京都千代田区】

区の建設工事等競争入札資格者の格付評価の項目に，新たに独自の社会的貢献度評価項目として，「男女共同参画社会への貢献」等を追加・導入。

（制度の概要）

業者が独自評価項目に該当する場合，その項目毎に総合数値（道路舗装など6業種について業者が建設業法で受けることが義務づけられている「経営事項審査」の総合数値）に加算を行うもの。当該項目が多ければ，総合数値への加算も多くなるので，登録業者名簿の上位に順位付評価されることになり，受注機会に拡大につながる事となる。

なお，千代田区はこれまでも 区内に本店・支店等がある業者加算， 高齢者，障害者を雇用している業者加算という区独自の加算を行っていた。

1．加算項目

・ 男女共同参画社会貢献度加算【23区初】

育児休業対象児年齢の引上げなど「育児・介護休業法」に定める基準を上回る制度を設けている業者。

なお，その他の新たな独自の社会的貢献度項目として下記の2項目がある。

・ ISO 認証取得業者加算（ISO 9001・9002及びISO 14001）

ISO の認証を取得している業者

・ 在住区民雇用加算【23区初】

区内に本店・支店等がある業者で，区民を10人以上又は従業員の10%を雇用している業者

2．男女共同参画社会貢献度の認定方法

認定は，業者に「男女共同参画社会貢献度報告書」及び根拠となる就業規則・労使協定等の提出を求め，当該提出書類を基に審査を実施し，「男女共同参画社会の実現に特に貢献している内容」として認められるか否かを業者に通知することによって行われている。また，認められない場合はその理由も通知している。

3. 加算割合

1の3つの項目に該当する場合は、それぞれ総合数値の5%を加算。

4. 導入時期

平成15年1月（平成15・16年度の建設工事等競争入札参加資格の審査（隔年に実施）から導入）

5. 関連規定等

第2次千代田区男女平等推進行動計画（計画期間：平成14年～18年）において、「男女共同参画推進企業に対する競争入札資格者格付基準の優遇項目導入」を定めている。なお、条例等に基づくものではない。

男女共同参画推進企業の優遇を、物品の買入れ・委託契約等競争入札参加にも導入予定。

物品の買入れ・委託契約等競争入札においては、点数による格付けを行っていないが、同等の資格を持つ業者が登録を行っている場合、男女共同参画推進を行っている業者を優遇する制度を導入予定。本年10月下旬から登録業者に調査を行い、男女共同参画推進状況を把握し、平成17年4月の買入れから実施する方向で検討中。

【広島県広島市】

広島市男女共同参画推進条例において「補助金交付における男女共同参画の推進に関する措置」を規定。

1. 規定

第17条（補助金交付における男女共同参画の推進に関する措置）

「市長は、補助金の交付において、必要があると認めるときは、方針の決定過程への女性の参画の推進その他の男女共同参画の推進に関し適切な措置を講ずるよう求めることができる。」

2. 取組

具体的な行政指導の内容と方法については検討中。